明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務四五）　一
○消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（同四六）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分、企業年金基金解散・清算人就任関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四三
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○総務省令第四十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十四日

総務大臣　武田　良太